

埋立処分場は残りわずかです!



■中間処理

燃やすごみの処理

23区には21の清掃工場がありますが、台東区には清掃工場がありません。そのため、台東区の燃やすごみは、他区にある清掃工場に運ばれて焼却処理されています。焼却処理によってごみの体積は約20分の1になり、においも分解できます。また、焼却に伴い発生する熱を利用し、発電や近隣の公共施設等への熱供給を行っています。

焼却処理によって生じた灰は埋立処分場に運ばれ最終処分されていますが、その一部は溶融施設で「スラグ」化され、有効利用されています。

燃やさないごみの処理

燃やさないごみは、不燃ごみ処理センターで細かく砕いて体積を小さくし、鉄分やアルミ分、レアメタルなどを選別回収して資源として売却しています。残った不燃物や焼却に適さない物は埋立処分をしています。

粗大ごみの処理

粗大ごみは、細かく砕き、燃やせる物は清掃工場で焼却処理を、不燃物・焼却に適さない物は埋立処分されます。また、鉄分は資源として売却しています。粗大ごみを砕き、体積を小さくすることで、埋立処分場の延命化を図ることができます。

■最終処分

燃やすごみの焼却灰やガラス、金属などの不燃物及び焼却に適さないごみは、中間処理された後、新海面処分場及び中央防波堤外側埋立処分場で埋立処分しています。しかし、埋立処分場には限界があります。平成10年から埋立を開始した新海面処分場は東京23区が使用できる最後の処分場となっています。この処分場を1日でも長く使用していくために、今まで以上にごみの減量に努めていく必要があります。

東京湾の埋立処分場



現在、埋立が行われている新海面処分場は、23区最後の埋立処分場です。残された貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、ごみの減量に努めなければなりません。

ここが最後の埋立処分場です



答え.4 >> ② 徳川家康

東京湾では江戸時代からごみの埋立が行われてきました。埋立によってできた地域に、現在は、運動施設や公園・植物園なども建設されています。しかし、東京湾の埋立地は残り数十年で一杯になるとも言われています。最後の埋立地を少しでも長く使えるように、ごみを減らしましょう!

清掃車の火災が発生しています



平成20年度には、区内で10件の清掃車の火災が発生しました。中身が残ったまま捨てられたスプレー缶やカセット式ガスボンベなどから漏れたガスに、摩擦などで生じた火花が引火したものと考えられています。

被害を受けた清掃車は配線などが焼けて使用できなくなり、ごみ収集に大きな影響がでました。



スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライターは必ず使い切ってから「燃やさないごみ」の収集日に別の袋に入れて「危険」「スプレー缶」等と表示して集積所にお出し下さい。どうしても中身を使い切れないスプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライターを捨てる場合には、事前に台東清掃事務所にご相談ください。

お問合せ先 台東清掃事務所 03(3876)5771

不法投棄は犯罪です



不法投棄は法律により禁止されていて、違反した場合には罰則が科せられます。不法投棄を防止するため、台東区ではパトロールを実施しています。

不法投棄を見つけたときは管理者へご連絡ください

- ①集積所：台東清掃事務所 Tel 03(3876)5771
- ②公共の施設にて不法投棄を見つけた場合は
→ それぞれの管理者にご連絡ください。
区道上：道路交通課(台東区役所内) Tel 03(5246)1304
都道上：東京都建設局第六建設事務所 Tel 03(3882)1264
国道上：国道亀有出張所 Tel 03(3600)5541(※台東区の国道：昭和通り・江戸通り)
区立公園内：公園課(台東区役所内) Tel 03(5246)1321
- ③自宅の敷地や私有地、私道に不法投棄されてしまった場合は
→ 自らが処理費用を負担して処理しなければなりません。

不法投棄をされないよう、「立て札を立てる」「敷地を囲う」など不法投棄されにくい環境をつくり、常に清潔に保つことが必要です。



問題.5 >> 全国で不法投棄された場所を元に戻すにはいくらかかる?

- ① 100万円
- ② 1億円
- ③ 1兆円



(平成17年調べ)